

中学生以上対象 消費者教育学習資料
保護者の方もお読みください

知っとく!



〜きみもめぞろし〜

消費者市民

消費生活のギモン
解決にゃ!

中学生も
消費者!

学校名	1年 組 (番)	名前
	2年 組 (番)	
	3年 組 (番)	



この冊子は
ホームページでも
見ることができます

鹿児島市消費生活センター

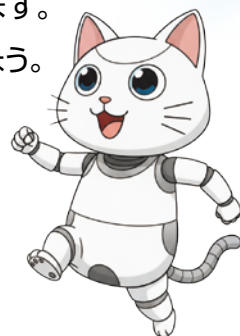
きみもめぞう!消費者市民

【消費者教育の推進に関する法律】では、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて様々な場面で消費者教育を受ける機会が提供されることを定めるとともに、わたしたち消費者が、自分のことだけでなく、家庭や友達、さらには社会や地球環境のことも考え、自分で情報を収集し、学び考え、行動することを求めています。

私たちの消費行動が、現在や将来にわたって、日本や世界の社会情勢、地球環境に与える影響を自覚して行動する人を「消費者市民」と言います。

私たち一人一人が「消費者市民」となり、社会や環境のことを考え行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わる社会を「消費者市民社会」と言います。

この学習資料を通じて、「消費者市民社会」の実現をみんなで目指しましょう。



目次

※この本では、各テーマの初めに、活用できる教科書のページを記載しています。

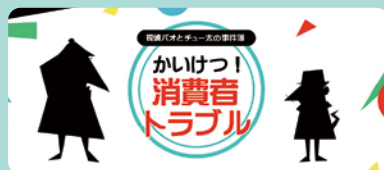
●主に活用できる教科書の単元・題材

家庭分野「技術・家庭(家庭分野)」開隆堂「消費生活・環境P262～291」

公民「新編 新しい社会 公民」東京書籍「私たちの暮らしと経済P132～141」

- 1 消費者の権利と責任ってどんなこと? 2
- 2 「契約」って何? 4
- 3 中高生に多いトラブル(インターネットでのトラブル) 7
- 4 知っておきたいクーリング・オフ制度 12
- 5 いろいろな購入方法 14
- 6 いろいろな支払い方法 15
- 7 商品の選び方を考えてみよう 18

動画やクイズをとおして、契約や身近なトラブルをインターネットで楽しく学習できる小中学生向けウェブサイト「かいけつ!消費者トラブル」があるよ。家の人も見てみてね!



消費者市民社会

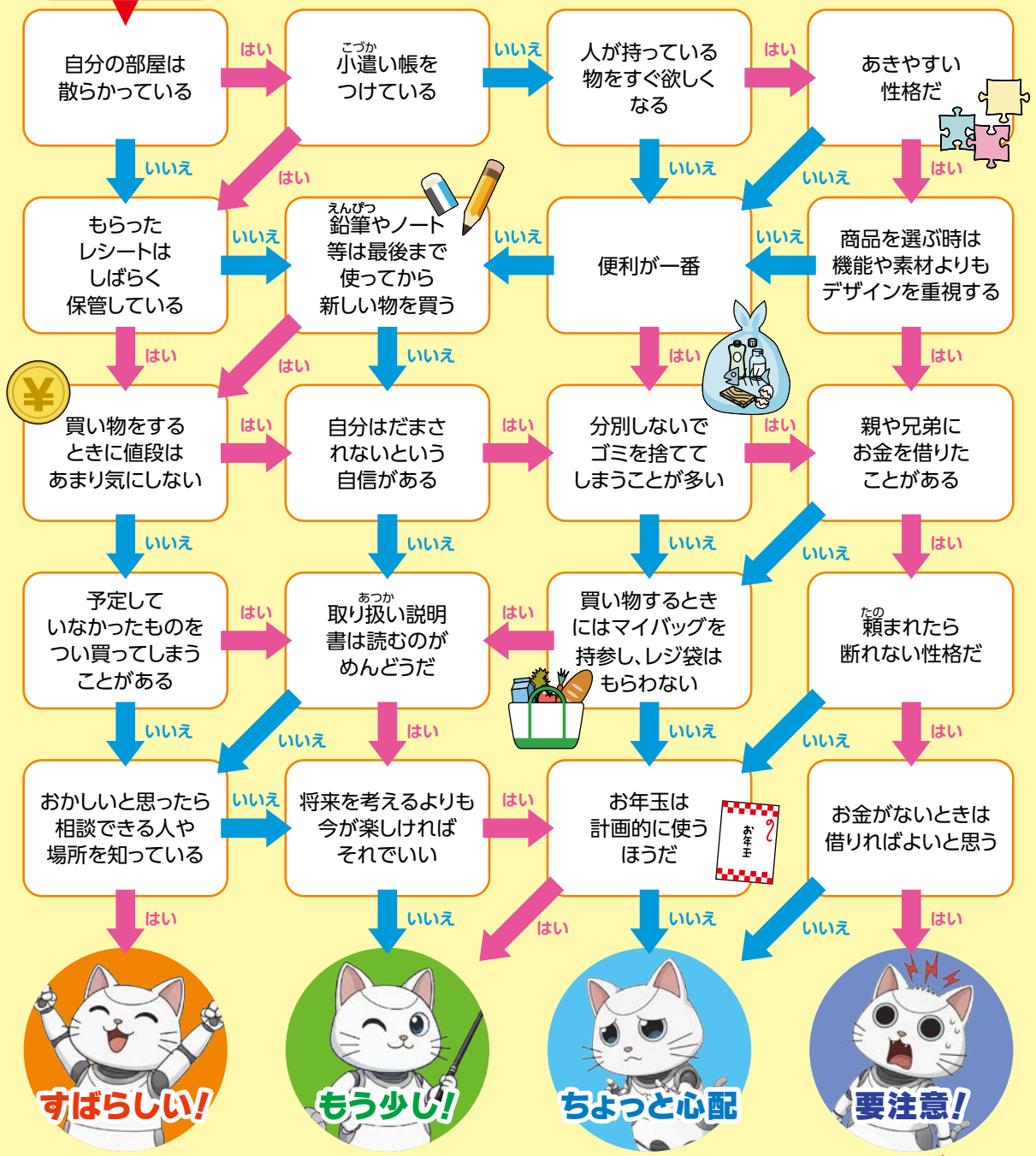




\あなたはどっち!/?/ かしこい消費者度チェック!

下の質問に **はい**・**いいえ** で進んでみよう

START!



この本を読んで、もっとかしこくならろう!!

次のページへGO



1

消費者の権利と責任ってどんなこと?

活用できる
教科書のページ

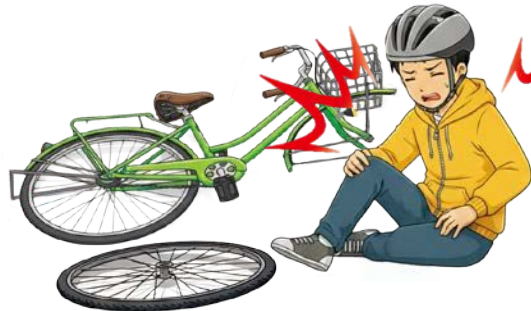
家庭分野 P274~277「消費者の権利と責任」
公 民 P136~137「消費者の権利を守るために」

消費者の権利を実現するために、私たち消費者は何をしたらよいでしょうか。
また、消費者が責任を果たすと、どのようなことが変わるでしょうか。
下の図を参考にしてみましょう。



消費者が責任を果たす

①批判的な意識をもつ責任



消費者が責任を
果たさない

消費者の権利

★消費者の権利は、国の消費者政策の基本方針を定める「消費者基本法」に定められています。
消費者の責任は国際的な消費者運動の機関である国際消費者機構(CI)が提唱したものです。

①安全である権利	健康や命にかかわる危険な商品によって 消費者が危害を受けることがないよう保障される
②知らされる権利	商品を選ぶ時に、 正しい表示やお店の人から適切な情報を知ることができる
③選ぶ権利	自分の意志で自由に商品やサービスを選択できる機会が保障される
④意見が反映される権利	企業や消費生活センターなどに意見を申し出た時に、 意見が反映されて対応策がとられる
⑤消費者教育を受ける権利	被害や事故にあわないような消費者センスを身につけるため、 事前に学校や家庭で学ぶ
⑥生活の基本的ニーズが保障される権利	生活に必要な物資やサービスを十分に手に入れることができる
⑦補償を受ける権利	被害を受けて企業や消費生活センターなどに相談した時に、 被害を回復するために対応策がとられる
⑧健康な環境の中で働き生活する権利	持続可能な社会環境の中で生活し、働くことができる



④意見が反映される権利



前輪はずれてケガをしたんです!

はんばいもと
販売元に連絡

きぎょう
企業が責任を果たす



商品の改善



より良い商品が
うまれる

②主張し行動
する責任

自転車ではなく
使い方に問題が
あったのでは?

⑦補償を受ける権利



ケガの補償は
受けられますか?

消費生活センターに相談



⑤消費者として団結し、
連帯する責任

指導

消費者庁
国民生活センター

商品の改善



被害の回復

再発の防止



ボクの乗り方が
悪かったのかも…

あきらめる

公正な取引が実現
されるように主張し、
行動する責任の放棄

かんき
注意喚起

自転車が
こわれるなんて…



被害が続く

社会に与える
影響を自覚する
責任があります

消費者の責任

① 批判的な意識をもつ責任	与えられた情報をうのみにするのではなく「あれ? 何かおかしいな?」と疑問や関心をもつ
② 主張し行動する責任	買った商品に問題があった時に、販売元に問題の改善を求めたり、消費生活センターなどに相談する
③ 自分の行動が他者(弱者)に及ぼす影響を自覚する責任	消費者の行動は、自分だけでなく、商品を生産する人達のくらしや社会全体に影響を与えていることを自覚する
④ 自分の行動が環境に及ぼす影響を自覚する責任	環境に配慮した商品を選択したり、ゴミの出し方に配慮するなど、消費者の行動が環境に影響を与えることを自覚する
⑤ 消費者として団結し、連帯する責任	トラブルの解決のために、被害にあった人が一緒になって問題に立ち向かう

A. 権利を実現するために消費者がすべきことは?

B. 消費者が責任を果たすと、どのようなことが変わる?

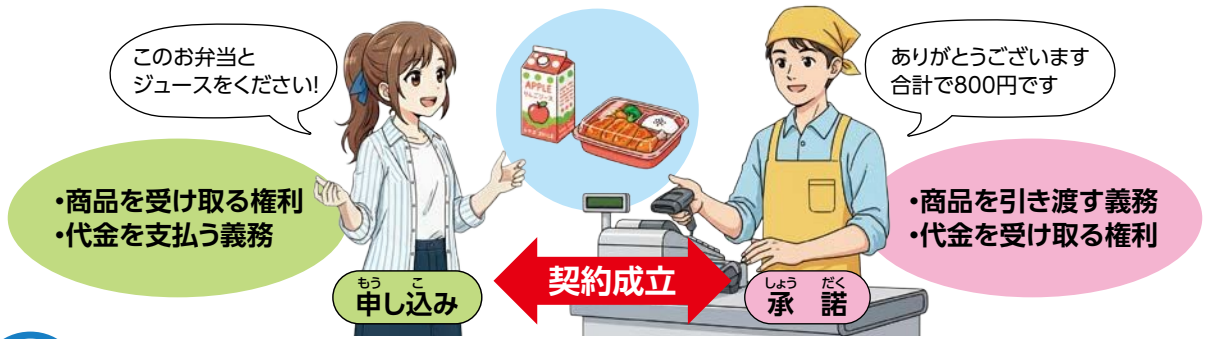
2 「契約」って何?

活用できる
教科書のページ

家庭分野 P280~281 「売買契約の成立と解約」
公 民 P134~135 「契約と消費生活」

1 「契約」とは法律的な責任が生じる「約束」です

「契約」ってどんなことだと思いますか。大人がする複雑なものだと思っていませんか。コンビニでお菓子を買ったり、バスに乗ったりすること、これらも実は「契約」なのです。下の絵のように、買い手と売り手のお互いの意思が一致(合意)すると、「契約」が成立します。「契約」とは、権利と義務が発生する法律で認められた約束行為なのです。



2 口約束は「契約」?

契約は、口約束だけでも成立します。

ただ、口約束は勘違いや忘れることがあるので、約束の内容を記録した「契約書」を残すのが大事です。契約書に押印やサインをすると、たとえ内容を読んでいなくても、契約書の内容に納得して契約したとみなされます。契約書は、よく読んで納得してからサインをし、必ず保管しておきましょう。

Q1 次のうち契約でないのはどれでしょう? (解答は21ページ)



① 電車に乗る



② 友達と遊ぶ約束をする



③ 通信販売を利用する



④ 自転車をレンタルする



⑤ スマホを購入する



⑥ ゲームアプリをダウンロードする



⑦ ハンバーガーを買う



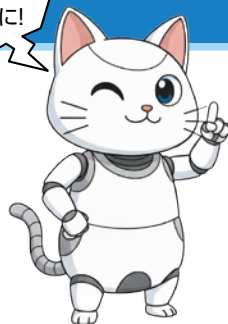
⑧ 高校へ入学する



3

「契約」は慎重に!

世の中のあらゆるものに契約が存在しているよ。契約はよく考えて慎重に!



契約が成立すると、買い手には商品やサービスを受け取るために、お金を支払う責任(義務)が生まれ、売り手には商品を渡したりサービスを提供したりする責任(義務)が生まれます。**自分だけの都合で、一方的にやめることはできないのです。**法律で認められた正当な理由がなければ、契約を解除したり取り消したりすることはできません。契約をするときは、よく考えて慎重にすることが大切です。

契約する前にチェック!

- ✓ それは今本当に必要なもの?
- ✓ 商品に見合った値段?
- ✓ 自分のおこづかいで買える?
- ✓ 契約の内容は確認した?

法律で契約の解除や取り消しが認められているのは…

1 未成年者が契約した場合

2 クーリング・オフが認められている場合

3 だまされたり、おどされたりした場合

4 不当な勧誘行為があった場合

5 相手が約束(契約内容)を守らなかった場合

6 社会生活上の経験不足の不当な利用(不安をおおる告知)の場合

ちよとだけ話を聞いてくれない?

ブランドなんてウン!

有名ブランドのオリジナルの限定品です

怖いよお…

未使用

チケット購入

チケット

チケットが届かない!

いやいや、この商品はどうですか!!

もう帰りたいです

このままだとお肌がぼろぼろになりますよ

うちの化粧品をお勧めします

そうなの?

など

4 未成年者の「契約」

未成年者が契約するには、保護者の同意が必要です。
保護者の同意がないときは、契約を取り消すことができます。
ただし、取り消しができない場合もあります。契約は慎重に行いましょう。

取り消しができない未成年者の契約とは…

- ① おこづかい程度のお金で契約した場合
- ② 自分は成年であると相手をだまして契約した場合
- ③ 成年後に支払いをした場合

自分の
おこづかいで
契約しようっ



未成年者の契約取消とは？

未成年者は、未成年者契約取消をすることができます。未成年者が成年になってからも、5年以内であれば未成年のときに行った契約は取り消すことができます。ただし、成年になって以降に商品の提供を受けたり、代金を支払った場合は、取り消すことはできません。

手続きは、未成年者自身からも保護者からできます。（通知の出し方はP13クーリング・オフを参照）

契約取消通知

2026年4月11日、貴社の訪問販売においてサブメントの購入申込をしましたが、契約者の桜島桜子は未成年のため、この契約を取り消します。

また、私が貴社に支払った代金の2万円は、直ちに返金し商品を引き取ってください。

2026年4月18日
鹿児島市〇〇町1-1
桜島 桜子

5 成年の「契約」

成年になると、自分の意志で契約ができますが、**その責任を負います**。契約には様々なルールがあり、知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

成年になると未成年者の契約取消はできません。今のうちから契約に関する知識を学び、自分にとって必要な契約かを検討する力を身につけましょう。

18歳から成年(大人)に!

18歳の誕生日に成年になり、法律上、大人として扱われます。

成年になったらできること

- スマートフォンを契約すること
- 自分のクレジットカードを作ること
- 結婚すること など



3

中高生に多いトラブル (インターネットでのトラブル)

活用できる
教科書のページ

家庭分野 P278~279「身近に起こっている消費者被害」
公 民 P136~137「消費者の権利を守るために」

最近では、スマートフォンやパソコンなどの普及にともない、中高生が様々なトラブルに巻き込まれるケースが増えています。スマートフォンなどの情報機器の使用上の注意点・トラブル事例をよく確認し、かしこく利用しましょう。



1

オンラインゲームのクレジット決済

けっさい

オンラインゲームのキャラクターのアイテムを買うために、保護者のクレジットカードを内緒で持ち出して、暗証番号を入力しました。翌月、クレジットカード会社から高額な請求がきました。



クレジットカードを不正に利用することは、未成年者であっても責任を問われたり、保護者自身のカード管理責任を問われたりする可能性があります。

オンラインゲームを始めるときは、保護者に相談して、内容や料金を確認し、時間やルールを決めて遊ぶようにしましょう。



2

定期購入

SNSの広告で「通常価格20,000円のホワイトニング歯磨き粉が初回限定500円に!」を見て、1回だけのお試しのつもりで申し込み後、2回目が届きました。2回目は20,000円の請求書が入っています。販売店に問い合わせしようと電話をしますが、電話がなかなかつながりません。



「本当に1回限りの申込みか」「2回目以降の価格はどうか」「解約方法はどうなっているか」など、申し込み前に契約の内容をよく確かめましょう。

申し込みの確定前に、最終確認画面をスクリーンショットで保存しておくことも大切です。

トラブル3

悪質な通販サイト

ネット通販で、欲しかった有名ブランドの靴を注文しました。代金を指定された銀行口座へ振り込みましたが、商品が届かず、キャンセルしようとメールしても返信がありません。調べてみると、そのサイトは公式サイトを装った偽サイトであることが判明しました。



初めて利用するサイトの場合は、購入する前に以下の点をチェックしよう!

- ✓ サイト内の日本語が正しく表記されているか。
- ✓ 価格が通常より不自然に安くないか。
- ✓ 振込先の口座名義が個人名ではないか。
- ✓ キャンセル、返品、返金条件は記載があるか。
- ✓ サイト上に事業者の名称、住所、連絡先が明記されているか。
- ✓ 正規サイトが別に存在しないか。

初めて利用するサイトには、危険が潜んでいるかも! チェックしよう!



トラブル4

サブスクリプションサービス

スマホの音楽配信サービス「聴き放題、最初の30日間無料、無料体験終了後は月額980円」を利用し、無料期間内に解約したつもりでしたが、1か月分の980円がキャリア決済(携帯電話料金から支払い)されていました。



無料のお試しであっても、期間内に事業者の定める方法で解約しないと、多くの場合、自動的に定額サービスに移行し、支払いが続きます。

申し込む前に最終確認画面等で、有料プランへの移行時期や価格、解約方法などをよく確認しましょう。

■ サブスクリプション(サブスク)とは

- 定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことです
- 解約時に必要となるIDやパスワード等の登録情報は保存しておきましょう
- スマホアプリの場合には、アプリをアンインストールするだけでは解約できないので注意が必要です

トラブル5

ワンクリック詐欺

サイトを見ようとクリックしただけで「登録完了」の画面が出て、100,000円を請求されました。



これは犯罪の手口の一つです。

あわてて、お金を振り込んだり、業者に連絡したりせず、すぐに保護者や消費生活センターに相談しましょう。請求画面が消えないときは、情報処理推進機構 (IPA) のHPを参照してください。

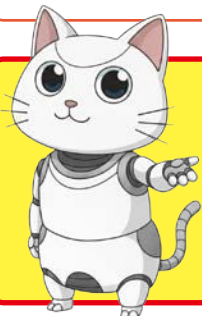
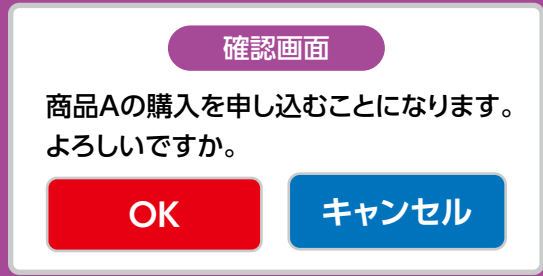
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html> ▶



パソコンや携帯電話でインターネットを使って行う契約について

2段階構えの画面がもうけられていなければ、契約は無効!
(最初から契約がなかったこととなります)

【2段階構えの画面(例)】



トラブルに巻き込まれて困ったときは、一人で悩まず、信頼できる大人や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口

鹿児島市消費生活センター 099-808-7500
消費者ホットライン 188(局番なし)



鹿児島市の
トラブル事例 ▶



身近なトラブル ▶



ロールプレイング

あなたならどうする？

A子は最近、スマホで「ライブ配信サービス」を視聴することにはまっています。

A子: 見てみて! 彼のライブ配信!
今めっちゃ推しなんだ!

B子: あー最近A子が推してる彼じゃん
そんなに面白いの?

A子: このひと、超かっこいいし歌うまいんだよ
課金して感想とかのコメント入れると返事してくれるんだ!

B子: え? 返事くれるの? 自分だけ特別って感じでうれしいかも

A子: でしょ! 親近感もわくよね! だけど高い課金しないと
中々返事してくれないんだよね
それにやっぱり自分のコメントも先に読んでもらいたいしさ~
今月はもうお小遣い使っちゃったから、
来月分前借りして、もっと課金してみようか迷い中~

B子: えー、いったいいくらするつもり?

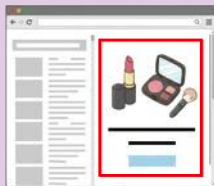


Q2

あなたがB子さんなら、A子さんの話を聞いてどう思いますか? (解説は21ページ)

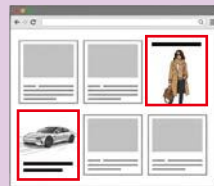
こんなところからもトラブルに!?

SNS上で表示される広告は、閲覧した履歴などに合わせて、興味・関心を惹かれる魅力あふれるものが次々と表示されます。「あの有名人もお勧め!」「今だけ!」などの表現を使い、商品販売サイトへ誘導され、気が付いたらクリックして商品を購入していたなんてことも!!インフルエンサーがお勧めしているのは広告のためかも?本当に信用できる情報なのかよく内容を確認しましょう。



バナー広告

バナーとは「旗・のぼり」のこと
で、Webサイトの上部スペースなどに、商品やサービスが画像として表示されます。



ネイティブ広告

コンテンツ(記事・投稿)とデザインや体裁をそろえて自然に溶け込んでおり、コンテンツ本体と一体化して表示されます。



リスティング広告

ユーザーが検索したキーワードに連動して、検索結果に表示され、文字情報のみを使って商品やサービスを宣伝します。

国民生活センター
見守り情報

こちらでもチェック!
いろいろな消費者
トラブルについて
紹介しています。



この他にも、ネットには危険がいっぱい!

SNS、インターネットは便利な反面、思わぬトラブルに巻き込まれることがあるので注意が必要です。

SNS利用時の注意

- SNS上で知り合った人や情報をうのみにしない
書き込み内容が本当とはかぎりません。
- ネットいじめをしない
誰かを苦しめ、悲しませる行為です。
- 個人情報をのせない(顔写真等含む)
設定確認して、個人情報を守りましょう。
- 知らない人と会わない
危険に巻き込まれるケースもあります。
- 事故の様子や悪ふざけ行為を投稿しない
人を思いやり行動しましょう。

今度
会おうよ

No!

知らない人には
会わない!!

被害の事例 (鹿児島県警察本部より)

SNS等で知り合った人の求めに応じ、「個人情報」「顔写真」「裸・下着姿の写真」を送信したことで、後に、「拡散されたくなければ現金(電子マネー)を送れ!」というトラブルに発展してしまった。



このようなトラブルに巻きこまれて困ったときは

鹿児島県警察総合相談電話 #9110 へもご相談ください

フィルタリングって知ってる?

鹿児島県内の中学生のスマートフォン(携帯電話含む)の所持率は、年々増加しています。インターネットの世界には私たちを狙う思わぬ落とし穴が潜んでいます。インターネット上の有害な情報から自分の身を守るため「フィルタリング」(有害サイトアクセス制限サービス)を設定しましょう。

フィルタリングとは

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じたカスタマイズが可能なものもあります。

NO!



4

知っておきたいクーリング・オフ制度

活用できる
教科書のページ

家庭分野 P280~281「売買契約の成立と解約」
公 民 P136~137「消費者の権利を守るために」

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘を受けて消費者が契約してしまったときに、**一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です**。“頭を冷やして考え直す”という意味からクーリング・オフ(Cooling-Off)制度といえます。

1 クーリング・オフってどんなときにできるの？

例えば、訪問販売や電話勧誘販売などであれば、**原則としてすべての商品(一部除外商品あり)**で契約書面を受け取ってから**8日間以内**、マルチ商法は、**20日間以内**であれば契約解除できます。

※自らの意思で行った契約でも、エステや語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の一部などはクーリング・オフできる場合もあります。
※本人の承諾があれば、契約書がメールで交付される場合もあります。

契約書面を受け取った日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

この日の消印まで有効

2 クーリング・オフするとどうなるの？

契約は初めからなかったことになり、支払ったお金は戻り、違約金(契約を守らなかったときに払うお金)や損害賠償金を払う必要はありません。

また、商品等を受け取っている場合は、販売会社の送料負担で引き取ってもらえます。ただし、下のような場合にはクーリング・オフできないので気をつけましょう。

クーリング・オフができない主な例

- 1 店舗販売や通信販売(インターネットを含む)
- 2 3千円未満で現金払いの契約
- 3 使用・消費した化粧品や健康食品などの消耗品※



- 4 自動車の契約
- 5 キャッチセールスでの飲食、カラオケなど



※消耗品は使っていてもクーリング・オフできる場合もあります。(販売員に商品を開けさせられたような場合など)消費生活センターへ相談してください。

Q3 クーリング・オフできる?できない?(解答は21ページ)



1 路上で呼び止められ、店に連れていかれ美容セットを買わされた。



2 テレビショッピングで限定100名様と宣伝していたアクセサリを買った。

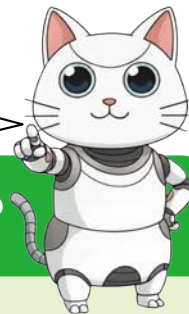


3 電話で宅配ピザを注文したけれど、ピザよりお寿司が食べたくなった。



実際にクーリング・オフ してみよう!

2022年6月から
メールなどの電磁的
記録を利用することが
可能になったよ!



クーリング・オフってどうやるの?

クーリング・オフは、契約書を受け取った日を含めて期間内に、電子メールやハガキなどの書面で
行います。契約書面に通知先や具体的な通知方法が記載されていればそれに従いましょう。

メールで通知する場合

宛先:xxxxxxxx@xxxx.co.jp
件名:クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 代表者様

次の契約を解除します。

契約年月日 2026年4月1日

商品名 化粧品セット

契約金額 2万円

販売会社 〇〇株式会社

担当者 契約 取蔵 氏

支払った代金2万円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

2026年4月8日

鹿児島県鹿児島市〇〇町1-1

氏名 鹿児島 花子

記入もれなし!
記録を保存!

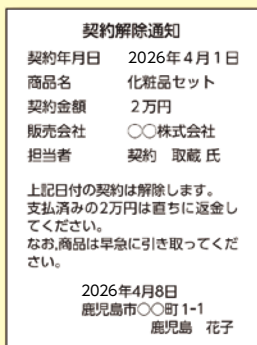
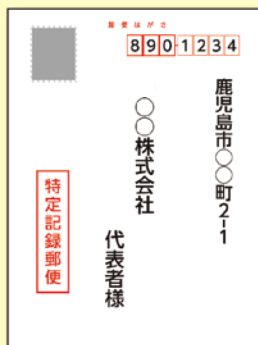


販売会社が対象となる契約を特定
できるように、契約書などを見ながら、
もれなく書きましょう!

送信済みのメール、送信記録画面の
スクリーンショットなど、通知の内容と
通知した日付がわかるものを
証拠として残しておきましょう!

※クレジット契約をしている場合は、
販売会社とクレジット会社の両方に
通知しましょう。

ハガキで通知する場合



- 宛先は代表者宛て
- 必ず表・裏をコピーし写しを
保管しておきましょう。
- 特記記録郵便や簡易書留などで
送りましょう。

5









いろいろな購入方法

活用できる
教科書のページ

家庭分野 P270~271 「いろいろな購入方法」
公民 P136~137 「消費者の権利を守るために」
P140~141 「消費生活を支える流通」

商品を購入する場合、直接お店に出向いて買い物をすることが多いですが、最近ではいろいろな購入方法があり、お店に行かないで商品を購入する機会が増えてきました。

購入方法と利用上の注意点についてしっかり整理しておきましょう！

購入方法		形態	クーリング・オフ (○をつけてみよう)
てんぽはんばい 店舗販売 による購入			できる・できない
無店舗販売 による購入	通信販売	ネットショッピング  テレビショッピング 	できる・できない
	とくしゅ 特殊な販売・ 突然勤めら れる等	訪問販売  キャッチセールス  マルチ商法 	できる・できない
	その他	車内販売  自動販売機 	できる・できない

店舗販売、通信販売などでも返品や交換に^{こうかん}応じてくれる場合がありますが、これは一定期間内に無条件で申込みを解除できるクーリング・オフとは違います。

お店の好意や、返品特約によるものなので、返品の費用や条件などは、お店の条件に従うこととなります。



最近では、通信販売を利用する人が増えています。相手や商品を直接見ることができないため、トラブルにつながることも多くなります。海外の事業者には、特に注意が必要です。

信頼できる事業者の目安として、ジャドママークを確認しましょう。



上記イラストの「特殊な販売・突然勤められる等」以外はクーリング・オフできないよ!(P12参照)



6

いろいろな支払い方法

活用できる
教科書のページ

家庭分野 P272～273 「現金以外の支払い方法」
公 民 P138～139 「契約と支払い方法のあれこれ」

商品の代金は、現金での支払いに加え、最近ではIT(情報技術)の発達によって、プリペイドカード*1やクレジットカード、電子マネー*2で支払うキャッシュレス決済が進んでいます。

*1 プリペイドカード:先に代金を払って、記載された金額の分だけ使えるカード

*2 電子マネー:現金を持たずに買い物できる「電子化されたお金」

1 支払い方法の種類

	前払い	即時払い	後払い
方法	先に代金を払って、記載された金額の分だけ使える	商品と引き換えに、その場で現金で支払う、または同時に口座から引き落とされる	商品を先に手に入れ、その代金を後で支払う
例	ICカード(ラピカ等) 図書カード 商品券 プリペイド型電子マネーなど 	現金 デビットカードなど 	クレジットカードなど 

2 カードからスマホへ ～変わるキャッシュレス決済～

以前は、クレジットカードや電子マネーなど「カード」を使った支払いが主流でしたが、最近では、スマートフォンを使った「スマホ決済」が広がっています。スマホ決済とは、スマートフォンに専用のアプリを入れて、あらかじめ登録した銀行口座やクレジットカードなどから支払う方法です。

代表的なものにスマホを店頭の機械にかざして支払うタッチ決済、二次元バーコードを使って支払うコード決済などがあります。スマホひとつで簡単に支払いができ、買い物がより便利になっています。

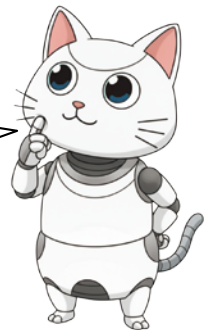


タッチ決済



コード決済

・キャッシュレス決済の種類を増やしすぎないようにしよう!
・ID、パスワードは他人に知られないようにしよう!

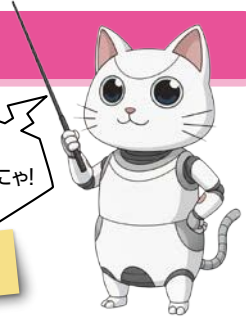


3

キャッシュレス決済のメリット・デメリット

身近になってきたキャッシュレス決済。
現金とは違って、いろいろな特徴があります。

便利でも
使いすぎ注意にや!



Q₁

キャッシュレス決済について考え、
下の図をメリットとデメリットに分けてみよう。

Let's think



① 会計がスピーディー



② ポイントがたまる



③ お金を使いすぎる



④ 個人情報やセキュリティのリスク



⑤ 自分しか使えない



⑥ お金の管理がしやすい



⑦ スマホの充電切れや故障



⑧ 使える場所が限られる

メリット

デメリット

考えてみよう!



Q₂

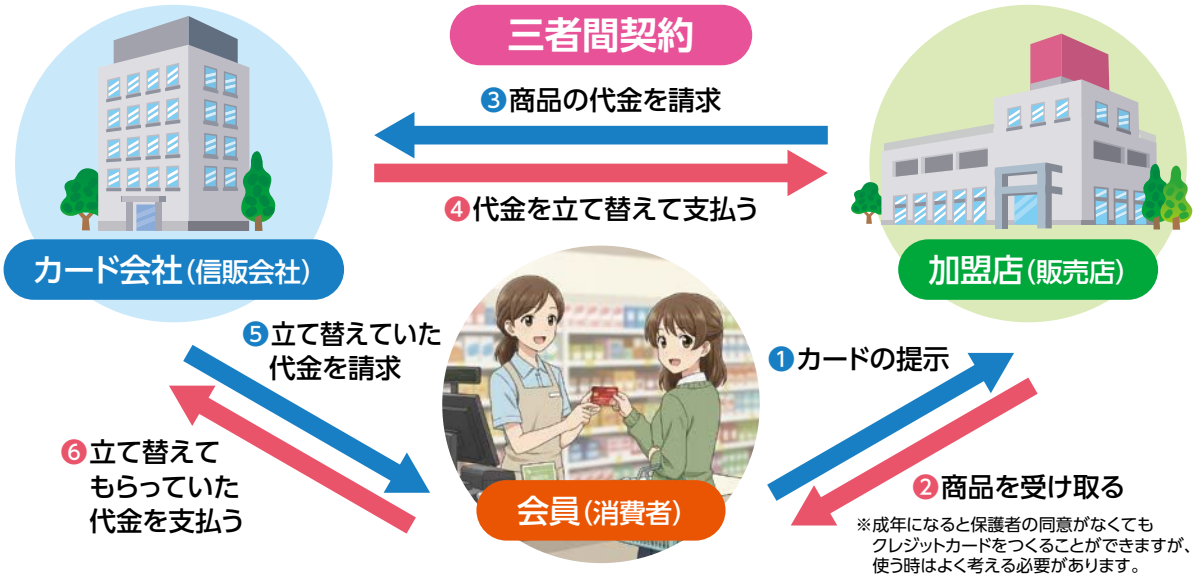
キャッシュレス決済を使ったことがありますか? (はい / いいえ)
はい: どんな時に使いましたか?その時の感想を書いてみよう。
いいえ: どんな時に使ってみたいと思いますか?

Q₃

どのようにお金を管理していくことが大切だと思いますか?

4 クレジットカードのしくみ

クレジットには、「信用」という意味があり、商品などの代金を後で返済する約束のことをいいます。消費者がクレジットカードで買い物をする時、クレジット会社は消費者の信用をもとに、商品の代金を立て替えて販売店に支払います。消費者は、後日、立て替えてもらっていた代金をカード会社に支払います。



5 クレジットカードを使うときには

クレジットカードを使うということは、「借金」をしていることと同じです。後日、期日内に返さなければいけないということを忘れてはいけません。

クレジットカードを利用する人の中には、何枚ものカードを持ち、どのくらい使ったのかわからなくなり、気がついたときには利子もふくらみ、自分の力では返せなくなっている人もいます。自分なりの限度額を決めて、計画的に利用しましょう。

! カードは持ち主しか使えないよ!
他人に貸したりしてもいけません!

1 現金は無いけど...
カードで払えばいいや!

2 今月使いすぎたけど...
まあなんとかなるかな?

3 どうしよう~
翌月たくさんの
請求がきた...

安易に利用することのないように、気をつけましょう!

7

商品の選び方を考えてみよう

活用できる
教科書のページ

家庭分野 P266~267「購入のときに考えること」 P282~283「自立した消費者になるために」
公 民 P132~133「私たちの消費生活」 P172~173「公害の防止から循環型社会の形成へ」

ステップ1

計画的なお金の使い方を考えよう

あなたは有効なお金の使い方をしてますか？

例えば、限られた金額の中で買い物する時、何かを選ぶと別の何かを諦めないとはいけません。この「**trade-off (トレードオフ)**」の考え方は計画的にお金を使うために大事なことです。この他にも、「**needs (必要なもの)**」と「**wants (欲しいもの)**」を区別し、自分の支払い能力や優先順位を考えて購入することも大事です。

お金には限りがあります。大人になって自分で自立した生活を送っていく中で、計画的に使わないと様々なトラブルに巻きこまれます。



すごい請求額…



オンラインゲームで
つい課金をしてしまい
多額の請求がきた



かわいい!
買っちゃお!!

しょうどうき
衝動的にネットで
買い物をした



買すぎ
ちゃった…

欲しい物が当たるまで
買い続けてしまった

今のうちに 決められた金額内でやりくりする(コントロールする)力を身につけ
自分にとって「有効な」お金の使い方を考えてみよう!

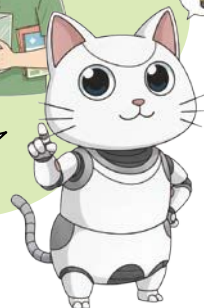
余ったお金は
おこづかいと
合わせて貯金して
おこう!



お店の入り口で
被災地の
復興活動への
募金活動をして
いたわね…



お金を使い切る
ことだけでなく、
「貯金」や「募金・寄付」も
またお金の使い方
の一つだね!



ステップ2

未来の地球のために商品を選択しよう

商品を選ぶとき、単に「安い!」「有名だ!」だけの理由で選択することは、必ずしもかしい選択ではありません。品質や安全性、環境に配慮された商品であるかなども確認して選ぶことが重要です。

容器はリサイクルできる?

賞味期限はいつまでかな?

生産地は鹿児島?

たくさん入ってお買い得だけどこんなに必要?

エシカル消費って知ってる?

エシカル(ethical)とは、^{りん りてき}「倫理的」という意味です。私たちが使う商品やサービスの裏側にどんな背景があるのか、どんな人がどのような場所でつくっているのかを考えながら消費する「**人や社会、環境に配慮した消費行動**」のことを「**エシカル消費**」といいます。

●紙ストロー

●フェアトレード商品※



どこでだれがどのようにして作ったのかな?



消費するならどれが環境に優しいかな?

※フェアトレードとは、環境に優しく、生産者の暮らしの改善や自立を実現するために、生産者と購入者の間で商品が適正な価格で売買されること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の頭文字をとったものです。2015年9月の国連サミットで採択されたこの目標は17のゴール・169のターゲットから構成されています。

今日からできる身近な取り組みが未来の地球を救う!



マグマシティPRキャラクター マグニョン

賞味期限が近いものから



商品の手前どり

鹿児島県産・被災地産



生産地を見て地産地消や被災地の商品を選ぶ



エコバッグやマイボトルを持ち歩く

まとめ

私たちが商品を購入することは「投票」することと同じです。たくさんある商品の中から投票された商品は更に生産されます。つまり、私たちの「投票」は**未来の社会に影響を与える**ことになるのです。

私たちの消費行動は社会とつながっています。一人一人の少しの取り組みが、**公正で持続可能な社会につながっていく**ことを意識しましょう!

中学生も一人の消費者です。この学習資料を通して、消費者市民社会の一員として自分たちに何ができるか、話し合ってみよう!



ステップ3

実践!みんなで考えてみよう



これから食事を作ります! P18・19の「ステップ1」「ステップ2」を受けて、
あなたはどの商品を選びますか? 理由も含めて考えてみよう!



今夜は僕が4人分のご飯を作るんだ。家にカレールーと玉ねぎが少しあったし、カレーにしようかな。お母さんに1,000円もらったんだけど、おつりは返さなくていいよって。せっかくだからデザートも買いたいな〜弟も食べたいって言ってたし。

《商品一覧》

- ① 豚肉 250g (鹿児島県産、450円)
- ② 牛肉 350g (外国産、300円)
- ③ 玉ねぎ (有機JASマーク付、1個180円)
- ④ 玉ねぎ (3個入、120円)
- ⑤ 人参 (1本70円)
- ⑥ 人参 (3本入、150円)
- ⑦ ジャがいも (被災地産、1個120円)
- ⑧ ジャがいも (3個入、100円)
- ⑨ カレールー (1箱、200円)
- ⑩ カレールー (賞味期限間近、100円)
- ⑪ プリン (2個入、140円)
- ⑫ チョコレート (フェアトレードマーク付、2個入300円)

賞味期限はいつまで?

容器はリサイクルできる?

たくさん入ってお買い得だけどこんなに必要?

生産地はどこ?

フェアトレード商品なんだ

Let's think

選んだ商品

選ばなかった商品

買う理由・買わない理由

《あなたの意見》

.....

.....

.....

.....

.....

《友だちの意見》

.....

.....

.....

.....

.....

問題の解答 Answer

Q1 次のうち契約でないのはどれでしょう？

P4

法律的な責任を伴う契約でないのは、「②友達と遊ぶ約束をする」です。
なお、⑧は入学金を支払い、学校に入学する在学契約です。

あなたならどうする？

Q2 あなたがB子さんなら、 A子さんの話を聞いてどう思いますか？

Q2

P10

解説

「ライブ配信サービス」の多くは無料で視聴できますが、ライブ配信者を応援する「投げ銭」は無料のものから高額なものまであります。

例えば「プリペイド(前払い)型電子マネーで、チャージした金額内で使っていたつもりが、いつの間にか金額を超えてしまい、キャリア決済(スマートフォンの利用額と合算されて商品等の代金を支払う決済方法)になり、高額な請求が来た」という事例もあります。

投げ銭もお金を使うことと同じです。課金する場合は上限を決めてしっかりと自主規制する、また、家族でネット利用にあたってのルールを決めるなど、よく考えて利用しましょう。



Q3 クーリング・オフできる?できない?

P12

- ①は、通行人に声をかけて店舗へ誘導するキャッチセールスのためクーリング・オフできる
- ②は、通信販売のためクーリング・オフできない
- ③は、通信販売(電話での申し込み)のためクーリング・オフできない

消費者教育学習資料 編集委員会

令和7年度の所属で記載しています。

- 加治屋 将 平(吉田南中学校)
- 吉 留 由 佳(松元中学校)
- 前 田 真由子(明和中学校)
- 石 窪 奈穂美(鹿児島大学)
- 金 丸 さと子(谷山中学校)
- 山 口 隼 人(市教育委員会学校教育課)
- 杉 元 翔 太(皇徳寺中学校)
- 大 杉 竜 也(市消費生活センター)

気を付けて! 中学生に多い契約トラブル

オンラインゲーム課金トラブル



定期購入トラブル



ワンクリック詐欺トラブル



消費生活センターの紹介

相談対応

専門の相談員が、契約トラブル、多重債務、悪質商法や製品事故などに関する苦情や問い合わせを受け付け、問題解決のための助言や情報提供を行っています。

情報提供

学校や地域に出向いて講座を開き、消費者トラブルの未然防止に役立つ話をします。また、鹿児島市LINE公式アカウントで最新の消費者トラブル情報や身近な消費生活情報を配信しています。



LINE公式アカウントの登録



困ったな おかしいな? と思ったら

1人で悩まずに、相談しましょう。



「かいけつ消費者トラブル」困ったときは?

相談直通電話

099-808-7500

高番なし 消費者ホットライン

188 (いやや!)